

法指第1022号
平成20年4月9日

各法人 代表者 様

大阪府健康福祉部
地域福祉推進室 法人指導課長

清涼飲料水に起因する健康被害事例の発生について（通知）

日頃から、健康福祉行政の推進にご協力いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、標記については既に報道されているとおり東京都と兵庫県で、除草剤成分が混入されたペットボトル入り清涼飲料水を摂取したことによる健康被害事例が発生しているところですが、混入した原因等については、現在関係機関が調査を行っているところです。

つきましては、施設利用者や法人・施設職員への食事時等における提供、また施設内に設置している自動販売機等で清涼飲料水を販売される法人におかれましては、下記の事項を参照のうえ、利用者等の安全の確保に万全を期していただくとともに、健康被害が疑われる場合は、「社会福祉施設等における感染症及び食中毒対策マニュアル（施設編）」（平成18年5月大阪府健康福祉部）により、速やかに対応くださいますようお願いいたします。

なお、注意喚起の詳細については、下記のホームページに掲載しておりますので、ご参照ください。

記

- 1 容器包装に収められた飲料を摂取する際には、開封の有無など包装状態の異常や異味異臭がないか等確認を行ってください。
- 2 食品の取扱に際し、製品管理の徹底、包装状態、日付表示、ロット等について定期的なチェックを行ってください。
- 3 万が一、製品に異常を認めた場合や有症状事例を把握された場合には、速やかに最寄の保健所等への相談・通報を行ってください。

大阪府健康福祉部 食の安全推進課ホームページ
<http://www.pref.osaka.jp/shokuhin/index.htm>

大阪府健康福祉部地域福祉推進室 法人指導課 監理グループ 担当 小島・今井 電話 06 - 6941 - 0351 (内線 2414)
--